

手数料納付に関するお知らせ

火薬類取締法に関する手続きの手数料の支払いについては、次の方法で納めてください。

なお、お手持ちの京都府収入証紙を利用する場合は、申請書が令和 5 年 3 月末日までに申請窓口へ到着するものに限り利用可能ですので、証紙を貼付して申請してください。

納付方法

1 京都府庁及び各広域振興局での納付（現金又はキャッシュレス決済）

- ・窓口で手数料を納付してください。（[手数料納付窓口の一覧はこちら](#)）
- ・納付すると「領収書」と「納付済証」（再発行不可）が発行されます。
- ・「納付済証」を申請書の余白又は裏面に貼付し、窓口へ提出してください。
「領収書」のみの貼付は無効となりますので、ご注意ください。
- ・詳しい納付方法は以下をご覧ください。

京都府庁本庁と各広域振興局総合庁舎とで納付済証の形式が異なります。

- ・ [京都府庁本庁での納付方法](#)（京都府会計課ホームページ）
- ・ [各広域振興局総合庁舎での納付方法](#)（京都府会計課ホームページ）

2 web 事前登録コンビニ納付（現金のみ） ☆免状の交付に係る手数料にのみ使用可

- ・以下の URL にアクセスし、「A 支払用番号」「B 申請書用番号」を取得してください。
新規交付：<https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10119>
再 交 付：<https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10120>
- ・「A 支払用番号」をもとにコンビニで手数料を納付できます。（番号はメールで通知されます）
- ・支払いの後、「B 申請書用番号」を申請書の手数料納付証明欄に記入し提出してください。
- ・詳しい納付方法は以下をご覧ください。

[Web 事前登録コンビニ納付方法](#)（京都府会計課ホームページ）

※この納付方法は別途コンビニ取扱手数料が発生します。

手数料に関するお問い合わせ

危機管理部消防保安課（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 1 号館 6 階）

電話番号：075-414-4470

ファックス：075-414-4477

shobohoan@pref.kyoto.lg.jp